

山口県報

平成26年
9月24日
(水曜日)

目次

- 訓令
山口県官報報告規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………
- 告示
指定施業要件の変更予定保安林(下関市)(森林整備課)……………
- 土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)……………
- 公告
被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害(厚政課)……………
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………



山口県訓令第九号

庁中一般

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令

山口県官報報告規程(昭和二十九年山口県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号ニ中「委員及び教育長」を「教育長及び委員」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は別記第六号様式」を削る。

第五条中「官報報告簿(別記第十二号様式)に必要な事項を記載し」を削り、「二部」を「三部」に改める。
別記第六号様式の(注)2中「事務局長又は教育長」を「又は事務局長」に改める。

別記第八号様式中「××委員会委員」の下に「(教育委員会教育長)」を、「○○○委員」の下に「(教育長)」を加える。

別記第十号様式中「××委員会委員」の下に「教育委員会教育長」を、「○○○委員」の下に「(教育長)」を加える。

別記第十二号様式を削る。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定及び別記第十二号様式を削る改正規定は、平成二十六年九月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日以後最初の教育委員会教育長の任命に係る官報掲載事項の原稿記載の様式については、改正後の山口県官報報告規程第三条第三号ニの規定にかかわらず、次の様式による。

山口県

教育委員会教育長任命

×月×日次の者が任命された。

教育委員会教育長 氏 名



山口県告示第三百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十六年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第三百七十五号(二)に係るものに限る。)(一)、保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第七百三十号(二)に係る。)(一)

るものに限る。)及び保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第九百七号(二に係るものに限る。))に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。)による。

二 変更に係る指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十六年九月二十四日

山口県知事 村岡 副 政

一 起業者の名称

上関町

二 事業の種類

上関町営墓地整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

熊毛郡上関町大字長島字稻積及び字松本地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

上関町営墓地整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である上関町は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、墓地の永続的かつ適正な管理を確保することにより、地域住民の福祉の向上が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、墓地の永続的かつ適正な管理を確保することにより地域住民の福祉の向上を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

上関町生活環境課



(三三二) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

平成二十六年八月六日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

平成二十六年九月二十四日

山口県知事 村岡 副 政

玖珂郡和木町の区域

(三三二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年四月十五日山口県公告(一二三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年九月二十四日から同年十月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグストアモリ小野田店

所在地 山陽小野田市千代町一丁目六四一四の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年四月十五日山口県公告(一二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年九月二十四日から同年十月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 株式会社山口井筒屋宇部店

所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成二十六年九月二十四日印刷

発行人所

山口県知事庁